

鬼北町ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱

平成 30 年 6 月 1 日

告示第 168 号

改正 令和 2 年 7 月 16 日告示第 132 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 37 号

令和 6 年 4 月 1 日告示第 80 号

令和 7 年 6 月 17 日告示第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化防止を推進するため、ゼロ・エネルギー・ハウスを導入した者に対し、予算の範囲内で鬼北町ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、ゼロ・エネルギー・ハウスとは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより、年間一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ以下となるもののうち、国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版 BELS）において、一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であり、強化外皮基準（UA 値）が $0.6/\text{m}^2\text{K}$ 以下という評価・認証を受け、かつ、評価のとおり施工した住宅（以下「ZEH」という。）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、町内に対象住宅（賃貸住宅を除く。）を購入、建築又は施工した者で、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 自ら居住する町内の一戸建てゼロ・エネルギー・ハウス住宅（居住の用に供する部分の床面積が総床面積の 2 分の 1 以上である店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）を建築した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内のゼロ・エネルギー・ハウス住宅を購入した者であること。
- (2) 県内に本店を置く中小建築業者等が施工した住宅とすること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。

2 対象住宅に対する補助金の交付は、1 世帯又は居住家族において 1 回限りとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、20 万円とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ゼロ・エネルギー・ハウス住宅に居住し始めてから 6 月以内に、鬼北町ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付申請書（様式第 1 号）に町長が必要と認める書類等を添付して、提出しなければならない。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第 6 条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に鬼北町ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 町長は、交付が不適当と認められる場合には、鬼北町ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、鬼北町ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（手続の代行）

第8条 申請者は、第5条に規定する申請その他の手続について、第三者（以下「手続代行者」という。）にこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を、誠意を持って実施するものとする。

3 町長は、手続代行者がこの告示に規定する手続を偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を停止することができるものとする。

（処分の制限）

第9条 補助事業者は、当該補助金により取得した設備及び住宅について、補助金受領日から10年以内に撤去、売却等（災害含）により処分しようとするときは、あらかじめ鬼北町ゼロ・エネルギー・ハウス撤去承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があった時は、その内容を審査し、鬼北町ゼロ・エネルギー・ハウス撤去承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により処分を承認するときは、補助金の交付を受けた者に補助金の額に相当する額の返還を命じることができる。ただし、補助金の交付を受けた者の責によらない事由により処分する場合その他町長が特に認めたときは、この限りでない。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（1）補助金の交付の条件に違反したとき。

（2）偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか町長が必要と認めたとき。

（協力）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じてゼロ・エネルギー・ハウスに関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年7月16日告示第132号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 37 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日告示第 80 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 17 日告示第 92 号）

この告示は、公布の日から施行する。